

保護者 様

群馬県立伊勢崎高等特別支援学校  
校長 栗田 純子

## 学校感染症と出席停止について

下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師の許可があるまで学校を休ませて下さい。  
なお、医師に治癒証明を記入していただき、登校する日に持参して下さい。

	病 名	出席停止の期間の基準 等
第 一 種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARAコロナウイルスであるものに限る。) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) 特定鳥インフルエンザ (病原体の血清型がH5N1およびH7N9であるものをいう。)	治癒するまで
第 二 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザ等感染症を除く。) 百日咳 麻疹(はしか) 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) 風しん 水痘(みずぼうそう) 咽頭結膜熱 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺・顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 症状により、学校医その他の医師等において感染のおそれがないと認めるまで
第 三 種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

----- 切 り と り 線 -----

## 治 癒 証 明 書

群馬県立伊勢崎高等特別支援学校 校長 様

年 組 氏名

感染症名

月 日～ 月 日まで出席停止

感染症の予防上支障がないと認めますので、登校可能と認めます。

医療機関名：医師氏名

印